

第 1 1 回相良村議会 1 2 月定例会会議録

令和 5 年 1 2 月 8 日（金）開会

（第 3 号）

相 良 村 議 会

令和5年第11回相良村議会定例会（第3号）

令和5年12月8日

午前10時00分開会

於 会議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

総務文教常任委員長報告

議案第60号から議案第62号

産業福祉常任委員長報告

議案第63号から議案第67号

(質疑・討論・採決)

日程第2 議案第68号 令和5年度相良村一般会計補正予算(第9号)

(質疑・討論・採決)

日程第3 議員派遣の件

日程第4 閉会中の継続調査申し出の件

(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9名)

村 長	吉 松 啓 一 君	建 設 課 長	大 土 手 寛 君
教 育 長	緒 方 俊一郎 君	教 育 課 長	出 合 宏 光 君
総 務 課 長	川 邊 俊 二 君	保健福祉課長	平 川 千 春 君
会 計 管 理 者	渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長	平 田 智 博 君		

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員会審査の結果報告

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第1、去る6日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました議案第60号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第67号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号まで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(高岡重盛君) 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長、報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第76条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第60号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第62号、令和5年度相良村一般会計補正予算第8号の3件でございます。6日の連合審査及び常任委員会において慎重審議しました結果、議案第60号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給与に関し、期末手当及び勤勉手当の額に係る規定並びに行政職の給料表の改正を行うものであり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第61号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、出産被保険者について国民健康保険税所得割及び被保険者均等割を減額するものであり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第62号、令和5年度相良村一般会計補正予算第8号については、歳入の主なものとして、個人村民税1,916万9,000円の増額、国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金892万7,000円の増額、県補助金の令和2年7月豪雨被災者等支援交付金、球磨川流域復興基金1,271万8,000円の増額、物価高騰対応生活者支援交付金1,000万円の増額、ふるさと寄附金、指定寄附金4,000万円の増額、企業版ふるさと納税450万円の増額、財政調整基金繰入金3,817万円の減額、繰越金2,875万9,000円の増額のほか、所要の増減を行うものです。また、歳出の主なものとして

は、地域振興基金積立金、ふるさと寄附金に 4,000 万円の増額、ふるさと応援寄附金に係る謝礼 1,800 万円の増額及び促進手数料 800 万円の増額、木造住宅建設補助金 900 万円、移住定住促進事業補助金 900 万円及び空き家活用促進事業補助金 100 万円の増額、子育て家庭紙おむつ支給事業 32 万 4,000 円の増額、地域優良賃貸住宅整備用地測量業務委託料 250 万円の増額、避難地整備実施設計追加委託料 600 万円を増額するほか、所要の増減を行うものです。歳出の中で、衛生費の保健衛生総務費の子育て家庭紙おむつ支給事業について、村の財政が厳しくなる中で、自助努力や共助の後に最終的に公助であるべきだが、いきなり公助を持ってくるものはいかがなものかとの意見もありましたが、必要な予算として賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定とおり賛同を賜りますよう、よろしくお願いして総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長(黒木正照君) 次に、産業福祉常任委員長、中村重道君。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長(中村重道君) 皆様、おはようございます。産業福祉常任委員長、報告します。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果につきまして、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 63 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号、議案第 64 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 3 号、議案第 65 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 3 号、議案第 66 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 2 号及び議案第 67 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についての 5 件でございます。6 日の連合審査及び常任委員会において、慎重審議しました結果、議案第 63 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号については、歳入の主なものとして、保険給付費等交付金 2,361 万 4,000 円の減額、療養給付費基金繰入金 913 万 8,000 円の減額、繰越金 898 万 9,000 円の増額のほか、所要の増減を行うものです。また、歳出の主なものとしては、一般被保険者療養給付費 2,500 万円の減額のほか、所要の増減を行うものであり、必要な予算として委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 64 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 3 号については、歳入として一般会計繰入金 8 万円を増額し、歳出として職員の給料及び手当を増額するものであり、必要な予算として委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 65 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 3 号については、歳入として一般会計繰入金 138 万円を増額し、歳出として職員の給料等の増額及び施設の修繕料 115 万円を増額するものであり、必要な予算として委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 66 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 2 号については、歳入の主なものとして、繰越金 2,341 万円を増額し、歳出の主なものとしては、介護保険

制度改正に伴うシステム改修委託 105 万 6,000 円の増額、保険給付費の地域密着型サービス給付費 2,000 万円、特定入所者介護サービス費 100 万円及び高額介護サービス給付負担金 250 万円の増額のほか、所要の増減を行うものであり、必要な予算として委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 67 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号については、歳入として、保険基盤安定繰入金 98 万 8,000 円を減額し、歳出として、基盤安定負担金 98 万 8,000 円を減額するものであり、必要な予算として委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますようお願いして産業福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長(黒木正照君) 以上で委員長の報告を終わります。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「議長、ちょっと待って。」と、4 番議員。}

はい。

{「討論、反対の・・・。」と、4 番議員。}

はい。ちょっと待ってくださいね。

{「すみませんね、遅くなって。」と、4 番議員。}

はい。賛成いきます。次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。議案第 62 号につきまして、反対の立場で討論したいと思っております。保健衛生費で 32 万 4,000 円、子育て支援ということで 32 万 4,000 円入っておるところであります。反対の立場でありますので、本来でしたならば修正案という形でもっていったほうがいいかなと思ったわけではありますが、ちょっと率直言って迂遠な形になりますので、原案をそのままにした形で反対するわけであります。皆さんご存知のとおりだと思いますが、ことわざで、情けは人のためにならずということわざがあります。これについては、正確なことわざの理解をされてる方が少ないというふうに文化庁のホームページで見たわけではありますが、情というのは、別に哀れみということではなくて、思いやりということであって、そして思いやりというのは相手のためにやるのではなくて、結局は自分、本人のためにやる。それが情けは人のためにならず。自分のためにやるということであります。そういった言葉の趣旨を考えた時に、今の日本の政治ですね、国政のことを一言申し上げますと、財政難でありながらも、ばら撒きが多すぎる。基本的な経済政策をやらずにばら撒いている。そのばら撒きの目的というのは国民のためではなくて、自分自身の政権維持のために、

支持率を上げるためにやっている。それと同じようなことが、災害地においては、地方自治体においても行われてるというふうに今言われ始めております。まさに私が言いたいのはそこであって、村民の方からすれば、おむつ代をもらえるというのは、それは誰でも喜びます。ありがたいことではあります。でも真に村民に対する思いやり、今大事なことは住民力を引き上げることが地方自治体で大事であると言われてる中で、私はこういった予算の立て方というのは慎重にやるべきではないかと思っております。自助でやるべき部分にいきなり公助として踏み込むことは、本来の村民に対しての思いやり、誠実ではないと思っております。それと、やはり予算として出すタイミングが、昨日、あと3か月後には村長選挙あります。こういった形の選挙になるか分かりませんが、選挙直前になったこの任期の終盤のところで、こういった事業を出すというのは税金で選挙運動をやるということであって、どこの自治体首長も控える、自己抑制するような状況になっておる中で、このタイミングで、そのような形での自助の部分にいきなり公助で踏み込むことに対して、結局はばら撒きであります。それに対しては、私はもうちょっと、思いつきではなくて慎重に考えていくべきものと思っておりますので、そういう思いでこの部分について反対でありますので、当初申し上げたように、原案についての反対という結果になったわけであります。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、1番議員。}

はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい。おはようございます。1番、川邊です。今年の6月定例会、令和5年度の6月定例会において一般質問をさせていただきました際に、おむつの支給を検討すると言っていたきまして、それから課長なり課内で協議され今回の提出に至ったものと考えております。今、子育て世代は収入が増えず、ただ物価だけが上がっていて、とても大変な状況です。月にすると4、5,000円のおむつ代でありますけれども非常に助かると思います。また、それだけではありません。子育てというのは、ミルクも必要ですし、おむつも変えないといけなければ、お尻拭きも必要です。様々なものが必要な中でそういう、村が手当をしていただけるというのは非常に心強い。また、それがあからといって、もう1人というふうにはならないと思いますけれども、今、一生懸命子育てをしている方たちの助けになると思っております。私は賛成いたします。賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

{「議案62号たいな。」と、4番議員。}

○1番(川邊一徳君) 62号です。

{「はい、さっきの・・・。」と、4番議員。}

○議長(黒木正照君) 4番議員、ちょっと静かに。

{「いやいや、ほら・・・。」と、4番議員。}

自席での発言はお控えください。

{「それは議長が・・・。」と、4 番議員。}

お控えください。はい、次に、原案に反対者の発言を許します。

{「・・・。」と、4 番議員。}

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決します。この採決は起立によって行います。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 初めに、議案第 60 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 60 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 60 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 61 号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 61 号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 61 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 62 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 8 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 62 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 8 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 62 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 63 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 63 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 63 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(黒木正照君) 次に、議案第 64 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 64 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 3 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 64 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 65 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 65 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 3 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 65 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 66 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 66 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 66 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 67 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 67 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 67 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、議案第 68 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 9 号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第 68 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 9 号につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,114 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 5,817 万 1,000 円とするものでございます。それでは、歳出

の内容につきまして 10 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、国の補正予算成立に伴い、早期に対応が必要となります物価高騰対応重点支援事業等に係る補正でございます。まず、総務費関係では、1,442 万 4,000 円の増額補正ですが、12 ページの総務管理費の一般管理費で、追加交付されます普通交付税のうち、減債基金への積立金として 881 万 2,000 円増額補正を、L P ガス価格高騰対応生活者支援事業費で、現在 L P ガス使用者に対して 6,000 円の支援金が支給されておりますが、1 契約当たり 4,000 円の追加支給分として 561 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。次に、民生費関係では 3,510 万 6,000 円の増額補正ですが、12 ページの社会福祉費の社会福祉総務費で、住民税非課税など低所得世帯に対して 1 世帯当たり 7 万円を給付する物価高騰対応重点支援金事業の関係経費として 3,510 万 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。最後に、商工費関係では 4,161 万円の増額補正ですが、13 ページの商工費の商工業振興費で、1 人当たり 1 万円の商品券を支給します物価高騰対策消費支援商品券交付事業の関連経費として 4,161 万円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしまして 9 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び繰入金をもって充てるものでございます。また、8 ページの第 2 表、繰越明許費において、今回の予算補正に係る二つの事業の翌年度への繰越についても併せてお願いするものでございます。以上、議案第 68 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、ちょっとお尋ねいたします。ちょっと分からない部分がありますので。L P ガスの、例の価格高騰の補助金 6,000 円の 3 か月というのがありまして、一応 12 月の 8 日、今日までの申請期限だったと思いますが、もしお分かりのようでしたら、状況ですね、申請状況が何パーセントぐらいあるかということをお教えいただければと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。現在、行われております L P ガスに対する支給金ですが、当初は、本日までの締め切りだったんですが、昨日、県のほうから通知が来まして、2 月、すみません。

{「12 日までじゃなかった。」と、4 番議員。}

12 月 25 日まで

{「25 日か。」と、4 番議員。}

延長をするということで通知が来ましたので、昨日の防災ラジオから、その放送を行っているところでございます。なお、現在の申請のパーセントですが、559 世帯で 51.95 パーセント。これは 12 月 1 日現在のパーセントでございます。ただ、分母となる 1,076 世帯、これについてが平成 30 年度の県の統計資料でございますので、若干下がっている部分があるのかなというふうには感じておりますが、全体的にちょっと、まだ相当数申請されてない部分があるのかなとは感じております。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、とりあえず先ほど申し上げたように 12 月の 8 日、今日までの申請期限で、12 月 25 日まで延長されたというのは、昨日、メールで、ラインで受け取ったわけでありましたが、私が申し上げたかったというかですね、これある意味ではこの場でお願いになりますけど、自己申請でありますんで、高齢者の方が、分からんからもう申請せんぞとか、せんやったっていう方がいらっしゃるもんで、どれぐらいの申請が、8 日までとした場合、一応昨日、延長の連絡来ましたけど、やはりそのところですね、今回追加で 1 世帯、1 契約ですたいね。1 世帯というか 1 契約当たり 4,000 円の追加というのが出ましたけど、何かそのところですね、特に高齢者の方こそ生活支援をすべきでありますんで、申請支援みたいなのがどこかでできないか。ご存知だと思いますけど、簡単に申請できるんですね。スマホ持っていれば、紙申請でなくても。そのところのフォローアップが、村のほうで事務作業が多くなりますけど、せっきくの国からのこういった生活支援でありますんで、それができないものかちょっとそのところ、できる範囲内で検討していただければ、それこそが思いやりではないかなと思うわけでありまして。予算を準備する、申請してくれじゃなくて、申請できない人がいるんですから、そういうところ、ご検討いただければということでもあります。言いたいことは以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 68 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 68 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議員派遣の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第3、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第128条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

—————○—————

日程第4 閉会中の継続調査申出の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会、川辺川ダム治水対策特別委員会の各委員長から、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。令和5年第11回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前10時36分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員